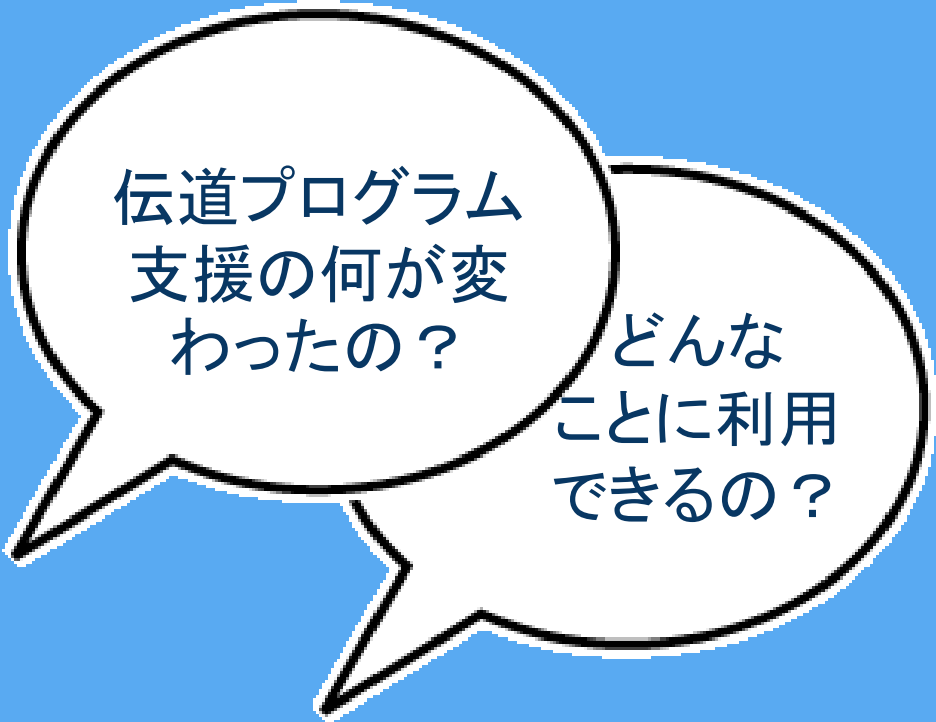


教会でぜひご検討ください！

2014年9月発行

支援規程改定にともなう 伝道プログラム支援のご案内



伝道プログラム
支援の何が変
わったの？

どんな
ことに利用
できるの？

幅広く用いていただけるようになりました

日本バプテスト連盟

Japan Baptist Convention

規程改定によって、何が変わったの？

● 経常献金700万円以下の教会が対象となりました

これまでは、前年度の経常献金が原則として600万円以下と700万円以下の教会を分けて、二色の支援を行ってきました。今回の規程改訂によって、前年度の経常献金700万円以下の教会を対象として、一本化しました。教会の積極的な伝道活動を幅広くお手伝いをすることができるようになりました。（※これによって27教会増の205教会が対象となりました。）

経常献金600万円～700万円の教会が、これまで利用できなかった項目

- 教会維持活動費（無牧師礼拝支援など）
- 礼拝堂整備費（音響・視聴覚整備、施設整備など）
- 広告宣伝費（HP開設、教会案内、看板設置など）



700万円以下の教会
いろいろな
伝道活動を
お手伝いします

● パートナーシップ伝道であれば、教会の財政規模に関わらず申請可

中長期計画にうたわれている「協力関係の醸成」に力を注ぎ、教会間の人材交流が盛んに行われていくことを励ますための改定です。

「教会間パートナーシップ伝道」の項目については、相手教会の前年度経常献金が500万円以下の教会であれば、連盟に加盟するすべての教会が申請し、利用できる支援となりました。これによって、支援を申請する教会の財政規模の大小にかかわらず、伝道隊派遣などの際にご利用いただける支援となりました。

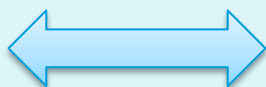
（※ただし、相手教会との間で祈りや交わりを重ねていくプロセスが大事です。よく協議し、宣教部などの助言を経た上で申請ください。）

すべての教会が
支援を利用できる
ようになりました！



連盟加盟 全教会

伝道隊・人材交流



経常献金500万円以下

伝道プログラム支援はどんな支援？

※規程改定により経常献金700万円以下の教会はすべての項目において支援を受けることができるようになりました。

種類	項目	支援上限額
1) 教会開拓伝道活動費	開設助成費	10万円
	伝道費	内容相談
	借家借室料	60万円
2) 離島伝道活動費	教会活動費等	60万円
3) 教会維持活動費	無牧師教会礼拝支援費	20万円
	連盟出版物購入推進費	20万円
4) 礼拝堂整備費	音響・視聴覚設備整備費	20万円
	バリアフリー・施設整備費	30万円
5) 広告宣伝費	ホームページ開設・準備費	10万円
	教会案内、掲示板設置費	30万円
	チラシ、教会案内作成費	15万円
6) 教会研修費	講師招請費	10万円
	助言者問安費	10万円
7) 教会間パートナーシップ伝道費	人材交流費	10万円
	伝道隊派遣・受け入れ費	10万円
8) 伝道プログラム開催費	特別伝道集会開催費	15万円
	音楽集会開催費	15万円

● 注意事項

- * 申請は、**年度内に1度、原則1種類1項目**までとさせていただきます。
- * 音響・視聴覚設備整備やバリアフリー・施設整備については、その教会のビジョンや必要を満たすための計画をたてて行かれるよう、助言をさせていただきます。あらかじめ宣教部国内伝道室にご相談ください。
- * 教会で招く講師や、教会が行う人材交流等は、原則として連盟内に限ります。そうでない場合はご相談ください。

● 要件

- ・申請前年度の協力伝道献金が原則として「祈りと励ましの標準比率」に沿って捧げられていること、もしくは今後捧げていく意欲があること。

第三次締切 申請募集中！！

2014年度内最後の支援申請

締切日 2014年11月21日(金)

※12月の地区宣教主事会議を経て、翌年1月末までに支援金を送金予定です。

<以下ご了承ください>

- ・昨年度とは締切日が変わっていますので、ご注意ください。
- ・支援の内容や書類が整わないなどの事情により、決定・送金が遅れる場合がございます。

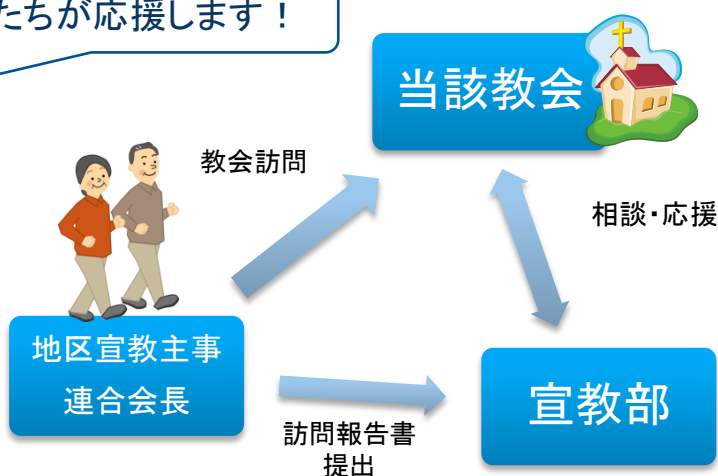
【申請手順】

1. 伝道のプログラムを企画して、支援の申請を思い立ったら
電話で連盟宣教部国内伝道室に相談をし、申請書類を送ってもらうように依頼する。
2. 教会(役員会等)でよく相談をする
その伝道活動が教会の祈りにふさわしいものであるか、教会の総会で合意できるものかよく確認してください。(規程の解釈が間違っていないか国内伝道室に確認してください)
※この時点で、地区宣教主事などの問安を行い、関わらせていただく場合があります。
3. 教会の活動計画の中に盛り込み、教会総会で決議する
4. 申請書類一式を整えた後、宣教部国内伝道室に郵送する
5. 地区宣教主事と地方連合会長は、必要に応じて問安を行い、宣教部国内伝道室に提出する助言書を書く
6. 宣教部長は、申請書類一式と2通の助言書をもとにして、支援決定を行う
宣教部長が協議の必要性があると判断した場合は、地区宣教主事会議の協議を経て、支援決定を行う。(この時に、決定ができない場合や、減額がなされる場合もありますのでご了承ください)
7. 送金手配がなされ、教会指定口座に送金される
8. 教会は、計画していた伝道のプログラムの事業を行い、その後、報告書を宣教部に提出する
(伝道プログラムの事業を、決定・入金を待たずに先に実施する場合もあることと思います)

【地区宣教主事のご紹介】

田代仁	(北日本地区: 苫小牧)
高橋秀二郎	(北日本地区: 筑波)
矢野満	(東日本地区: 千葉)
松本理	(西日本地区: 神戸西)
今給黎眞弓	(西日本地区: 豊中)
宮本恵	(西日本地区: 道後)
原田寛	(九州地区: 福岡)
松藤一作	(九州地区: 福岡西部)
武林真智子	(九州地区: 相浦光)

私たちが応援します！



【お問い合わせ先】

〒336-0017

埼玉県さいたま市南区南浦和1-2-4 日本バプテスト連盟事務所 国内伝道室 松永まで

TEL: 048-883-1091 メール: matsunaga@bapren.jp